

～国民健康保険加入者の皆さんへ～ 国保税の納税通知書を発送します

■ 24 年度国民健康保険税率（23 年度と同じです）

	所得割	均等割 （1 人当たりの額）	平等割 （1 世帯当たりの額）	○所得割・・・ 前年の総所得から33万円を控 除した額に乘じる割合 ○均等割・・・ 国保に加入している家族 1 人 当たりが定額で負担する税額 ○平等割・・・ 1 世帯当たりが定額で負担す る税額
医療分	9.05%	20,700円	27,200円	
支援分	3.22%	7,000円	9,200円	
介護分	2.46%	7,100円	6,400円	
基礎控除額 330,000円				

○課税限度額 医療分 510,000 円 支援金分 140,000 円 介護分 120,000 円

○介護分は 40 歳から 64 歳までの人が対象です

○資産割は 23 年度に廃止しています

【軽減制度について】

22 年度より倒産、解雇などで離職し、一定の要件を満たしている人を対象とした国保税の軽減制度が始まっています。

この軽減措置を受けるためには、市への申告が必要となりますので、該当になる可能性がある人はお問い合わせください。軽減の内容は次のとおりです。

◇対象 職業安定所が発行する雇用保険受給資格者証の記載内容で次の 3 つの条件を満たす人

- ①離職日（離職年月日）が 21 年 3 月 31 日以降
- ②失業時点（離職年月日）の年齢が 65 歳未満
- ③離職理由欄に記載される離職理由が次のいずれかの人

○特定受給資格者（例：倒産、解雇などの事業主

都合による離職）〔離職コード 11・12・21・22・31・32〕

○特定理由離職者（例：雇用期間満了などによる離職）〔離職コード 23・33・34〕

◇申告受付窓口 本庁税務課、健康増進課、各総合支所国保担当課

◇持ち物 世帯主の印鑑と雇用保険受給資格者証

◇軽減 対象者の国保税の算定と軽減判定に使用する前年の給与所得を 100 分の 30 として計算し、対象期間は最長 2 カ年度

※すでに特例対象被保険者等申告を済ませている人は算定済

■問い合わせ

本庁税務課諸税係（内線 336 ～ 338）

作品を募集します～市民芸術文化祭～

市教育委員会と市芸術文化協会は、作品展や舞台発表など、市民ならだれでも参加・鑑賞できる「市民芸術文化祭」を 12 月 16 日まで開催します。現在、作品展に展示する作品を募集しています。日頃の文化・芸術活動の成果を、この市民芸術文化祭で披露してみませんか。

◇募集作品

俳句、短歌、川柳、和紙ちぎり絵、絵画、書道
※主な展示会場：市文化会館（Z ホール）

◇文化祭開催時期

9 月 16 日（日）～ 12 月 16 日（日）

◇その他

市内各地で開催する芸術祭（江刺芸術祭・前沢芸術祭・衣川芸術祭）の展示作品も募集

■問い合わせ

市芸術文化協会事務局（Z ホール内 ☎ 6622）

証明書の取得はコンビニ交付が便利です

住民票や印鑑登録証明書などの交付は、窓口よりも利用できる時間が長く、セブン・イレブン各店舗（市外の店舗も含む）で利用するコンビニ交付が便利です。ぜひご活用ください。

【コンビニで取得できる証明書】

住民票、印鑑登録証明書、所得証明書（現年分）、市県民税課税（非課税）証明書（現年分）、所得課税証明書（現年分）、納税証明書（現年分・前年分）

【サービス利用時間】

午前 6 時半から午後 11 時まで

※年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）以外は土日祝日も利用できます

【交付手数料】

証明書 1 通あたり 200 円

※市役所窓口での交付は 300 円

【必要なもの】

○住民基本台帳カード

※住民基本台帳カードをお持ちでない人は、本庁市民課または各総合支所市民環境課で申請手続きを行ってください。交付手数料は 1 枚 500 円です。

【コンビニ交付休止のお知らせ】

システムメンテナンスのため、7 月 7 日（日）と 8 日（月）両日はコンビニ交付が利用できません。

■問い合わせ

本庁総務課情報システム係（内線 435）

自動交付機によるサービスを終了します

市内 5 カ所に設置している証明書自動交付機による証明書自動交付サービスを平成 24 年 7 月 6 日（金）に終了します。

今後は、住民基本台帳カードによる住民票、印鑑登録証明書および税証明の自動交付サービスは、セブン・イレブンの店頭端末での「コンビニ交付」をご利用ください。

【サービスを終了する自動交付機】

- 本庁（1 階ロビー）
- 江刺生涯学習センター
- 前沢総合支所
- 胆沢文化創造センター
- 衣川保健福祉センター



自動交付機のご利用は 7 月 6 日（金）まで

カセットボンベなどの缶は ガスを抜いてからごみへ

4 月 18 日と 6 月 6 日、燃えないごみの収集時に車両火災が発生しました。火災原因は、カセットボンベやスプレーなどの缶に残ったガスへの引火と考えられます。ガスが残ったまま、ごみに出すと、人命に関わる重大な事故につながる恐れがありますので、ごみに出す前に次の処理を行ってください。

- ①缶の中身を使い切る
- ②缶の取扱表示に従ってガスを抜く
- ③火気のない通気性の良い戸外で、安全に配慮し、数カ所の穴を開ける
※中身が使い切れない場合は、メーカーに直接相談してください。



■問い合わせ

本庁生活環境課生活衛生係（内線 216）、各総合支所市民環境課